
平成29年度 鳥取県東部広域行政管理組合廃棄物等審議会（第1回）議事要旨

1. 日 時 平成29年8月7日（月） 午後1時30分から

2. 場 所 鳥取市鍛冶町18番地2
鳥取県東部広域行政管理組合事務局分庁舎2階会議室

3. 出席者

（出席委員：10名）

道上会長、金委員、林委員、田中（雅勝）委員、山根（滋子）委員、清水委員、
芦谷委員、松本委員、手島委員、矢部委員

（事務局）

田中事務局長、福田福祉環境課長、有田環境管理係長、岸本主任、高田主任

4. 議事

（1）一般廃棄物の処理手数料及び公の施設の利用料金の改定について

①対象施設について

②処理手数料等の現状について

（2）その他

5. 会議の経過

以下のとおり（発言内容は要約しています。）

発言者	発言内容
1 開会	
事務局	（開会、あいさつ）
2 委嘱状の交付	
	（委嘱状の交付）
3 管理者あいさつ	
管理者	一般廃棄物の処理手数料及び公の施設の利用料金は、各施設の維持管理経費や利用実績などをふまえ、3年ごとに見直しを行うこととしている。今回の審議会では、平成30年度から平成32年度まで、向こう3年間の料金について審議していただくこととしている。この審議会の果たす役割は非常に大きく、鳥取県東部圏域住民全体の視点に立ち、さまざまな見地から熱心な審議をお願いする。
4 委員自己紹介	
委員及び 事務局職員	（自己紹介）
5 会長選出	
事務局	会長の選出については、審議会条例により委員の互選となっているのでお諮りする。
全委員	（道上委員を会長として選出し、全委員が了承）

事務局	同じく条例第4条3項に職務を代理する者ということで、会長が指名するということになっており、道上会長にご指名いただきたい。
会長	職務代理者の指名について、金委員にお願いしたい。
6 会長あいさつ	
会長	(挨拶)
7 諮問	
管理者	鳥取県東部広域行政管理組合廃棄物等審議会条例第2条の規定により、次の通り諮問する。諮問事項、一般廃棄物の処理手数料及び公の施設の利用料金の改定について、1. 一般廃棄物の処理手数料（不燃物処理手数料）、2. 因幡霊場の利用料金、3. 白兔グラウンドゴルフ場の利用料金。
8 議事録署名委員（2名）の指名	
事務局	議事録署名委員2名については、林委員と田中雅勝委員にお願いしたい。
全委員	(異議なし)
9 議事（1）一般廃棄物の処理手数料及び公の施設の利用料金の改定について ①対象施設について	
会長	議事（1）一般廃棄物の処理手数料及び公の施設の利用料金の改定について、まず①対象施設について、事務局に説明をお願いします。
事務局	(対象施設について説明)
会長	リファレンスにばに附属してクリーンセンター・最終処分場があり、平成9年の供用開始から順調に運営しているようだ。特に処分場の容量が非常に豊富であるということが、ありがたいことである。また因幡霊場についても順調な運営がなされている。白兔グラウンドゴルフ場は最終処分場の跡地利用で、平成12年にオープンし、非常にたくさんの方に利用され評判がいい。これらの利用料金について、本日は現状の説明があり、次回が利用料金についての審議になると思う。何か質問があれば。
委員	2ページに「パソコンを小型破砕ごみとしてステーション回収」とあるが、ステーションとはどういうステーションか。パソコンはリサイクル料金が今も必要か。以前は、ごみに出したらリサイクル料金が必要だったと思うが。
事務局	以前はごみステーションに出してはいけなかったが、この春からパソコンについて、ごみステーションに捨てるできるようになった。 環境クリーンセンターでは以前パソコンの受け入れをしていたが、メーカーによるリサイクル制度が出来た時に、その制度に協力しようということで環境クリーンセンターへの搬入を禁止したという経過がある。平成25年に小型家電リサイクル法という法律が施行され、当組合では昨年4月からその対象物を環境クリーンセンターで受け入れた後、小型家電リサイクルルートでの処理を開始した。パソコンについても小型家電リサイクル法の対象品目であるので、50cm未満のパソコンを環境クリーンセンターで受け入れ、小型家電のリサイクルルートに流そうということで、平成29年4月からはごみステーションに小型破砕ごみとして排出できるよう変更している。

会長	他に何かなければ次の議題に。
9 議事（１）一般廃棄物の処理手数料及び公の施設の利用料金の改定について ②処理手数料等の現状について	
事務局	（不燃物処理手数料の現状についての説明）
委員	２ページ下の最終処分場の埋立てについて、埋め立て年数を 15 年間から 34 年間に可能となったということだが、それに対して 5 ページ 10 行目には「供用期間を 15 年間から 25 年間に延長することが可能との判断から」とあり、その関係が分からない。
事務局	平成 17 年度の審議会の時点では「25 年間に延長」であったが、それまで埋め立てしていたプラスチックごみのリサイクルを開始し埋め立てをしなくなったことで飛躍的に埋め立て可能な年数が伸び、「34 年間の埋め立て可能」となったものである。
委員	維持管理費の内訳は、どういう要件が入っているのか。例えば施設の運営費や指定管理費などが考えられると思うが、いかがか。ごみの総量が減っているのに維持管理費の総額は上がっている。維持管理費の中身はどういうものか。
事務局	維持管理費の項目は、人件費、修繕費、委託料、電気代などが主である。施設が古くなり、修繕費が若干増額になっている。光熱水費については、電気代が運転時間の調整で減る傾向にある。
委員	それによって、推計値と実績値が変わり、それらの動きによっては、これから以降計画しようとするものが変わると考える。ここに出ているのは過去の数字ばかりで、例えば燃料費がこれから上がるとか、そういう見方が出来るのか出来ないのか、そういうことが分かれば参考になる。
事務局	そのあたりについては、今後 3 年間の見込みということで次回提示する。
会長	５ページの料金設定の考え方のなかで、維持管理費というのが 403,678 千円、これが平成 27 年度から平成 29 年度の見込額で、3 年間の料金設定する時の見込額だった。それを実際に維持管理費としてみたのが 6 ページの現状というところで、維持管理費が 406,453 千円、実績でおよそ 300 万円上がっている、この要因は何だという質問である。これは次回に。
委員	当初の維持管理費の総量と実績の総量が違う。費用というのは固定費と変動費でなっている。量が変わっても必ず要る経費があり、それから量が変わればそれに応じて費用が発生するものがある。固定費と変動費がある限り、量が減ってしまうと単価が上がるのは仕方がない。すべてが変動費であれば量がかわっても同じ単価だがそうではないので、その辺のことを次回説明願う。
委員	６ページの参考の財源内訳について。この「市町負担金」というのは、どういう基準で決めているのか。
事務局	実績割と人口割で決めており、人口割 2 割と実績割 8 割となっている。
委員	キロ当たりの単純な単価ではないということか。これは収入の内訳だが、だいたいこれでクリーンセンター全体が運営できているということか。
事務局	そうである。全体にかかるのが 6 億余りかかり、前年度繰越金や直接搬入の

	不燃物手数料が 370 万円。市町の負担金というのは、残りの部分が 5 億 1 千万円ぐらいあり、それを 1 市 4 町で割り振って負担してもらっている。この負担割合というのは条例で定められている。逆算で、構成的には 85% ぐらいが行政の税金から出ているということだ。
委員	370 円というのは他のところと比べたら高いのか。
事務局	次回の審議会資料でお示しする予定だが、370 円を超えるのは 410 円の松江市と安来市で、それ以外はほぼ半分、無料のところもある。それぞれの自治体の状況による。
委員	一般処理手数料であり、どちらかという今はごみの減量化をうたっている訳なので、ごみを減量化させるインセンティブを与えるためにも、金額を高くして、ごみを持ってこさせないということも考えてもいいのかなと思う。
委員	自治体により手数料が高いとか低いとかあるが、手数料が安い分にはその分だけ税金が入っているということだ。払う分は目に見えるお金が高いか低いかであって、実際は同じだと、基本的には。そういう考えでいいか。
会長	大部分は税金でやっている。10 キロ当たり 370 円は一般廃棄物の不燃ごみの処理手数料とあるが、直接搬入ごみに対しての負担である。行政が収集するごみは、市町が税金を財源として負担金を納めてもらっている。処理施設に搬入した人が、10 kg あたり 370 円というお金を払うということで、その量はわずかな量であり、実際はステーションに持って行き搬入されるのが圧倒的に多い。それはどのくらいの搬入量なのか。
事務局	7 ページの表で、平成 28 年度で市町搬入が 13, 713 トンに対し個人直接持込が 108 トン。
会長	わずかな量であり、大部分はステーションに出して収集車で搬入している。
委員	手数料は 10 キロ 370 円だが、この料金のきざみはあるか。例えば 10 キロ未満とか 10 キロ超えて 15 キロとか、10 キロ単位で 370 円か。
事務局	10 キロまでが 370 円で、それ以降は 10 キロごとに 370 円きざみである。
委員	7 ページのグラフを見ると、個人の持ち込みが市町村の分の 100 分の 1 以下の 0.8% ぐらいだが、件数にするとどのくらいのものか。持ち込みとなるとかなりの量のごみが一時的に出たようなことが考えられるが、少量のものを何回も持っていく人はほとんどいないと。家の掃除や引越の時などで大量に出たときなどだと思うが。
事務局	平成 28 年度で約 2, 700 件である。
委員	議論の対象は、このぐらいの件数に対してどういう料金適用を考えるかということか。
会長	そうである。額としては 370 万円程度であるが、きちっとした議論をしていけないといけない。不燃物の処理手数料については以上として、2 番目の因幡霊場の利用料金に。
事務局	(因幡霊場利用料金の説明)
会長	因幡霊場の利用料金の現状あるいは今から 3 年前の考え方の説明だった。員

	内と員外の違い、鳥取市、岩美町、若桜町、八頭町、これが員内、員外はそれ以外の智頭町とその他どこの人が利用するのだろうか。
事務局	11 ページの利用内訳で、平成 24 年度であれば鳥取市で 2,002 人の方が亡くなられ、智頭町が 4 人、員外が 43 人である。これは東部圏域以外の方が交通事故や病気などで亡くなれたためだと思う。
会長	智頭町だけだと思ったが、智頭町ではなく他のところが多い。他に質問・意見はないか。
委員	資料について、実績が年度別に、例えばごみの関係や因幡霊場の火葬費の関係、収支がどういう具合になっているか、そういう形が見えない。計画と実績を対比させた年度別の、少なくとも 2 年分ぐらいがあってもいいのではないかなと思う。
事務局	次回の時にはご提示させていただく。
委員	稼働率はどうか。
事務局	平成 28 年度の火葬実績が 4,005 件だが、因幡霊場の能力は最大 1 日 17 件を想定していて、17 件かける 352 日で計算すると約 6,000 件で、3 分の 2 ぐらいの稼働率である。
会長	17 件以上の日もあるのでは。
事務局	年にして 17 件に達する日が 1 日 2 日あるかどうかというところである。予約システムというのがあり、葬祭業者が予約状況を確認・入力でき、予約可能な状況を超えると翌日となる。稼働能力を超えることはなく調整されている。
会長	指摘のあった実績と前の計画とこれからの計画との対比や年度収支の内容を次回提示していただくということで、3 番目の白兔グラウンドゴルフ場の利用料金の説明をお願いします。
事務局	(白兔グラウンドゴルフ場の利用料金の説明)
会長	白兔グラウンドゴルフ場の利用料金についての現在の状況と料金設定の考え方の説明だった。その中で 13 ページ、経費区分で「その他」というのはどういう項目があるのか。
事務局	2,000 万円のうち 574 万円程度あり、そのうちの 180 万円が福利厚生費、それ以外に修繕費が 113 万 5 千円、芝の維持管理するための特殊な車両のリース等の賃借料が 99 万 4 千円、芝の管理以外の樹木剪定の委託料が 144 万円、租税公課として 80 万円である。
会長	それから、東部広域条例では現行料金 500 円のところ指定管理者の方で 400 円にしている。これは、近隣のグラウンドゴルフ場が 400 円だったので、それを参考にバランスを考え決めたという経緯がある。利用者の方から料金の要望はないか。
委員	高齢者の健康維持を考えれば、料金を上げない方がいいのではないかなと思う。
委員	朝からプレーされる方もあり、楽しみを奪ってはいけないと思う。終日プレーできるのが魅力だ。
事務局	次回他施設の料金を参考として提示する予定だが、ここの施設はあくまでも

	最終処分場の跡地利用の施設で、高齢者の健康増進のためということで開設しているところである。
委員	東部広域条例と指定管理者と、子どもの場合は 300 円、指定管理者だと 200 円とあるが、ここの意味がよく分からないので教えてほしい。
事務局	指定管理者が条例の範囲内で自ら料金を設定することができることになっており、100 円安く設定している。
委員	東部広域条例を超えなければ、指定管理者において運用できればいくらかでも下げられるということか。
事務局	下げることは可能だが、財政的な補填について広域は行いません、指定管理者が自己の責任において行ってくださいということである。
会長	もともとは最終処分場の跡地利用で、高齢者の健康維持のための施設である。具体的な事項については次回に。次回の開催時期の調整を。
10 その他	
	(次回の開催日程を決定)
11 閉会	
	(午後 3 時 30 分閉会)